

26 日獣発第 291 号

平成 27 年 1 月 21 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

会長 藏内 勇夫

(公印及び契印の押印は省略)

**宮崎県及び山口県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜  
の確認に伴う監視体制の強化と防疫対策に係る畜産関係者等  
への指導の徹底について**

このことについて、平成 26 年 12 月 28 日付け 26 消安第 4787 号、12 月 30 日付け 26 消安第 4791 号及び平成 27 年 1 月 8 日付け 26 消安第 4926 号をもって農林水産省消費・安全局長及び同省消費・安全局動物衛生課長から別添のとおり通知がありました。貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

このたびの通知は、宮崎県内及び山口県内の家きん飼養農場における死亡鶏の増加事例（宮崎県では 12 月 16 日に続く事例）に関して、高病原性鳥インフルエンザの遺伝子検査の結果、H5 亜型であることが確認されたことを受け、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成 23 年 10 月 1 日農林水産大臣公表。）に基づき、当該死亡鶏を高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜としたことから、当該防疫指針や「平成 26 年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について」（平成 26 年 9 月 4 日付け 26 消安第 2841 号農林水産省消費・安全局長通知。）をはじめ、今秋以降数次にわたり発出した通知等により、これまで最大限の警戒の下、実施されている家きん飼養農場における飼養衛生管理状況の確認等による防疫対応について、改めて強化を図るため、①家きんの飼養農場への緊急立入検査等の実施、②危機管理体制の点検、③的確な初動対応の徹底について、各都道府県知事宛てに通知した旨、了知の上、円滑な防疫対策の実施への協力とともに、家畜防疫の重要性を十分理解の上、傘下会員に対する周知と適切な対

応への指導の依頼と、さらに都道府県畜産主務部長あて、①消毒実施に当たっての留意事項、②衛生管理区域に立ち入る者及び車両に係る消毒及び記録の徹底、③野鳥、ネズミ等の野生動物対策に留意の上、家きん飼養農家を含む畜産関係者等への適切な指導により、家きん飼養農場への本病ウイルスの侵入防止対策に万全を期するよう通知したので、特に②の確実な実施への特段の配慮とともに、本会会員へその旨の周知について依頼されたものです。

本件内容の問合せ先

公益社団法人

日本獣医師会：事業担当 駒田

TEL 03-3475-1601



26消安第4787号  
平成26年12月28日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長



宮崎県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化について

このことについて、別添のとおり各都道府県知事あて通知しましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき御協力方お願いします。

また、貴職におかれましては、家畜防疫の重要性を十分御理解の上、傘下会員各位等に対し周知されますとともに、適切な対応がなされるよう御指導方よろしくお願いします。



写

26消安第4787号

平成26年12月28日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

宮崎県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化について

今般、宮崎県内の家きん飼養農場において死亡鶏が増加した旨、宮崎県に対して通報があり、同県が高病原性鳥インフルエンザの遺伝子検査を実施し、H5亜型であることが確認されました。このことから、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成23年10月1日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）に基づき、当該死亡鶏について、遺伝子検査の結果、高病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）の疑似患畜としました。

これまで、本病の防疫については、防疫指針や「平成26年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について」（平成26年9月4日付け26消安第2841号農林水産省消費・安全局長通知。以下「強化通知」という。）をはじめ、今秋以降数次にわたり発出した通知等により、最大限の警戒の下、家きんの飼養農場における飼養衛生管理状況の確認等を行っていただいているところですが、残念ながら、12月16日、宮崎県の家きん飼養農場で本病が確認されてしまいました。その後の対応により、同日には、当該農場の防疫措置が完了したところですが、今回新たに家きん飼養農場で本病の疑似患畜が確認されたことを踏まえ、これ以上の発生を起ささないよう、改めて本病の防疫対策の強化等を図るため、以下の事項の徹底をお願いします。

記

1 家きん飼養農場への緊急立入検査等の実施

本病の発生予防及びまん延防止に万全を期すため、管内の家きん飼養農場に対し、以下の事項を速やかに実施すること。

(1) 宮崎県の家きん飼養農場において新たに本病の疑似患畜が発生した旨の情報提

供

- (2) 強化通知の別紙1の飼養衛生管理チェック表を家きん飼養農場に示し、飼養衛生管理基準に定める事項のほか、飼養衛生管理を実施する上で有効な事項として追加している項目も含め、農場の管理者自らが日頃の飼養衛生管理を再点検するよう指導
- (3) 本事例及び平成26年12月16日に宮崎県の家きん農場において本病が発生した事例において、異状がみられた農場における家きんの死亡羽数の増加が、当初は緩やかであったことを踏まえ、毎日の健康観察を一層慎重に行うことの徹底及び異常家きん発生時の早期通報の徹底の指導

## 2 危機管理体制の点検について

家きんの所有者、獣医師等からの異状家きんを発見した際の通報に対して、遅滞なく、防疫指針の規定に基づく検査や防疫措置を的確に行えるよう、必要となる人員の確保及び資材の調達について体制を整備するとともに、万が一の発生時に備え、防疫指針第2の2の(8)の市町村、関係機関及び関係業者とも適切に連携をとれるよう、夜間・休日の連絡窓口の確認等、危機管理体制を再点検すること。

## 3 適確な初動対応の徹底について

異状家きんの通報があった場合には、防疫指針第4に基づき、直ちに動物衛生課に連絡し、届出者等に当該農場の飼養家きん及び家きんの死体の移動自粛等の指導を行うとともに、必要な病性鑑定を実施するよう徹底すること。



26消安第4791号  
平成26年12月30日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長



山口県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化について

このことについて、別添のとおり各都道府県知事あて通知しましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき御協力方お願いします。

また、貴職におかれましては、家畜防疫の重要性を十分御理解の上、傘下会員各位等に対し周知されますとともに、適切な対応がなされるよう御指導方よろしくお願いします。



写

26消安第4791号

平成26年12月30日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

山口県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化について

今般、山口県内の家きん飼養農場において死亡鶏が増加した旨、同県に対して通報があり、同県が高病原性鳥インフルエンザの遺伝子検査を実施し、H5亜型であることが確認されました。このことから、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成23年10月1日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）に基づき、当該死亡鶏について、遺伝子検査の結果、高病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）の疑似患畜としました。

今秋以降、韓国を始めとする海外における本病の確認事例が相次いでいること及び国内各地において野鳥等から本病ウイルスが検出されていることから、数次にわたり通知等で家きん飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守徹底等の発生予防対策及び異状家きんの早期発見・早期通報の徹底の指導をお願いしておりましたが、宮崎県において12月16日の事例に続き、12月28日にも本病の疑似患畜が確認されたところです。これらの宮崎県における発生事例に伴い、監視体制の強化に関する通知（平成26年12月16日付け26消安第4569号及び平成26年12月28日付け26消安第4787号農林水産省消費・安全局長通知。以下「監視体制強化通知」という。）を発出し、家きん飼養農場に対する速やかな発生情報の提供、飼養衛生管理の再点検の指導、慎重な健康観察と異常家きん発生時の早期通報の徹底の指導等をお願いしておりましたが、今回新たに山口県の家きん飼養農場で本病の疑似患畜が確認されたことを踏まえ、より一層の緊張感を持ち本病への警戒を怠ることのないよう、改めて本病の防疫対策の強化等を図るため、下記の事項の徹底をお願いします。

記

1 家きん飼養農場への飼養衛生管理再徹底の指導等

本病の発生予防及びまん延防止に万全を期すため、管内の家きん飼養農場に対し、以下の事項を速やかに実施すること。

- (1) 山口県の家きん飼養農場において本病の疑似患畜が発生した旨の情報を提供すること
- (2) 平成26年12月28日付け26消安第4787号農林水産省消費・安全局長通知の記1(2)に示した事項を継続して行うこと
- (3) 死亡数の増加などの異状が見られた場合に、農場指導員等に指導を受けた場合でも、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条の2第1項の農林水産大臣が指定する症状を呈している場合は、同項の規定を厳格に運用し、管轄の家畜保健衛生所に早期に通報することを徹底するよう指導を行うこと

## 2 危機管理体制の点検及び適確な初動対応の徹底について

監視体制強化通知の記2及び3に示した事項を改めて確認すること。また、防疫指針に基づく措置が迅速かつ円滑に実施できるよう、全ての都道府県において異常家きんの通報から防疫措置開始に至るまでの流れや疫学関連農場の特定、周辺農場の対応等を細部まで確認すること。



26消安第4926号  
平成27年1月8日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

高病原性鳥インフルエンザの防疫対策に係る畜産関係者等への指導の徹底  
について

日頃より、我が国の家畜衛生の推進に御協力頂き、厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、別添のとおり都道府県畜産主務部長宛て通知したので、御了知いただき、特に、通知本文中にも記載されているとおり、家きん飼養農場への入場時等の消毒及び記録の確実な実施に特段のご配慮をお願いします。

また、貴職におかれましては、会員各位にこの旨周知いただきますよう御協力お願いします。



写

26消安第4926号  
平成27年1月8日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

高病原性鳥インフルエンザの防疫対策に係る畜産関係者等への指導の徹底  
について

高病原性鳥インフルエンザに係る防疫対策については、昨年発出した「平成26年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について」（平成26年9月4日付け26消安第2841号農林水産省消費・安全局長通知。以下「強化通知」という。）等により飼養衛生管理基準の遵守状況の確認、家きん飼養農家を含む畜産関係者等への注意喚起の徹底等をお願いしてきたところです。

このことに関し、今般、我が国において、本病ウイルスの確認が相次いでいることを受け、今秋以降、数次にわたり発出した通知等でお願している事項に加え、下記の事項に留意の上、家きん飼養農家を含む畜産関係者等への適切な指導により、家きん飼養農場への本病ウイルスの侵入防止対策に万全を期するようお願いいたします。

記

1. 消毒実施に当たっての留意事項

都道府県は、人、車両等の農場敷地・鶏舎への出入り並びに資材搬入の際の洗浄及び消毒を徹底し、病原体の侵入リスクを最小化する措置について指導するとともに、実効性のある病原体侵入防止対策が講じられるよう、具体的な消毒の手順、消毒薬の適切な選択、消毒薬の濃度、交換頻度等の使用方法等を示し、畜産関係者等に対する説明や指導を繰り返し行うなど、きめ細かい対応を行うこと。

2. 衛生管理区域に立ち入る者及び車両に係る消毒及び記録の徹底について

衛生管理区域に立ち入る者及び車両に係る消毒の実施については、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第12条の3の飼養衛生管理基準（以下「飼養衛生管理基準」という。）に規定されているところ。しかしながら、畜産関係者等が当該区域に立ち入る際、消毒の適切な実施について、家きん飼養農家自らが確認することが困難である場合も想定されることに鑑み、家きん飼養農家に対し、入場者記録簿に消毒の実施についての確認欄を設けるなどの工夫により、飼養衛生管理の向上を図るよう引き続き指導するとともに、畜産関係機関、関係団体等に対し、農場の

入口での消毒及び記録を確実に実施するよう改めて指導すること。

### 3. 野鳥、ネズミ等の野生動物対策について

野鳥やネズミは本病のウイルスを体表に付着させ機械的に伝播させるのみならず、本病ウイルスに感染して農場内に持ち込む可能性があることを認識し、家きん飼養農家に対し、鶏舎のみならず、堆肥舎や死亡鶏置き場等の施設への防鳥ネット等の設置、農場敷地内にこぼれた飼料の速やかな清掃の実施等、野鳥、ネズミ等の野生動物を農場に誘引するような環境を作らないよう指導すること。

特に、防鳥ネットやその他の設備については、飼養衛生管理基準において、当該設備の設置、定期的な破損状況の確認及び破損がある場合の速やかな修繕が規定されているところである。しかし、現在、家きん飼養農場への本病の暴露リスクが極めて高まっている状況にあること及び野生動物は基本的に夜行性であり、夜間に活発に捕食活動を行うため、農場管理者の目に触れないところで農場敷地や鶏舎内に侵入している可能性があることに留意し、野生動物の侵入防止対策として、単に設置していることのみで対策を終わらせることなく、改めて防鳥ネット等の設備に破損等がないか、また、鶏舎の屋根と壁の間、壁と防鳥ネットの間など、小型の野生動物が侵入しうる隙間がないか、普段見落としがちな侵入経路も詳細に点検し、破損等があった場合は必要な修繕等を行うよう指導すること。

また、ネズミ対策として、前述した措置に加え、忌避剤や殺鼠剤を用いて可能な限り侵入を防ぐ対策を講じるとともに、ネズミ等の通路になり得る地面の穴を埋めるなどの侵入防止対策も併せて実施するよう指導すること。